

## 感染症について

感染症に罹って、医師から出席停止の指示を受けた場合は、登園する際、「学校感染症に係る登園に関する意見書」が必要です。

### 1. 「学校感染症に係る登園に関する意見書」に記載されている感染症

病名	医師が登園可能と判断する目安	主な症状	潜伏期
麻疹 (はしか)	熱が下がった後、3日間を経過し、元気なとき	かぜ症状、高熱、全身に発疹	10～12日
風疹 (3日はしか)	発疹が消えてから	発熱、発疹、耳のうしろ、首、わきの下などの腫れ	10～21日
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになってから	水ぼうのある発疹が、からだ中に次々とする	10～21日
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫れがなくなってから	発熱、耳下腺が腫れて痛む(片方だけのこともある)	18～21日
百日咳	特有の咳がなくなってから	かぜ症状からはじまり、次第にコンコンヒューヒューという咳が出る	7～10日
咽頭結膜熱 (プール熱)	症状がなくなったあと、2日を経過してから、	発熱、のどの痛み、目の充血、めやに、鼻汁	3～7日
結核	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	かぜ症状から始まり、体重減少と疲労感が持続する	1～2ヶ月
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、3日を経過するまで	急な高熱、頭痛、関節痛	1～3日
腸管出血性大腸菌感染症	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	血便、腹痛、嘔気、嘔吐、発熱	3～10日
流行性角結膜炎 (はやり目)	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	結膜の充血と腫れ、めやに	5～14日
急性出血性結膜炎	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	結膜の充血と腫れ、めやに結膜下出血	2～3日
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (A群溶連菌感染症)	有効な抗生剤治療開始後24時間を経て、全身状態がよいとき	発熱、のどの痛み、苺の表面のような舌になる	2～5日
感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルスなど)	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	嘔吐、下痢、発熱	1～7日
アデノウイルス咽頭炎 (アデノウイルス感染症)	症状がなくなったあと、2日を経過してから	発熱、のどの痛み、目の充血、めやに、鼻汁	3～7日

2、「学校感染症に係る登園に関する意見書」中の、その他の感染症の例

病名	主な症状	潜伏期
異型肺炎 (マイコプラズマ肺炎)	発熱、激しく頑固な咳	2～3週間
手足口病	口の中、手のひら、足の裏、膝の裏、おしりなどに小さな発疹や水疱がでる	3～6日
伝染性膿痂疹 (とびひ)	虫さされや小さな傷あとから発症する。赤く腫れて水疱ができ、膿をもった水疱からびらんを生じる	
伝染性紅斑 (リンゴ病)	かぜ症状に引き続き、鼻を中心として頬に蝶の模様に似た赤い発疹が出る。手足や体に網目模様の発疹が出る	4～14日
ヘルパンギーナ	発熱、のどに発疹・水疱・潰瘍ができる	2～7日
突発性発疹	3～4日の高熱、熱が下がったと同時に発疹が出る	7～14日
急性細気管支炎 (RSウイルス感染)	初期は鼻水やのどの痛み。その1～3日後に咳・熱が出る。	約4日
急性細気管支炎 (ヒトメタニューモウイルス感染症)	症状はRSウイルスに似ていますが、別のウイルスです。	4～6日
帯状疱疹	ぴりぴりとした皮膚の痛みである事が多い。時間が経つにつれて徐々に赤みや水疱形成を伴うようになる	13～17日

3.上記以外の疾患でも、意見書ををお願いする場合があります。



(参考)

- ・学校保健法施行規則 第十九条 (伝染病の種類)
- ・学校保健法施行規則 第二十条 (出席停止期間の基準)
- ・学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令
- ・感染症法
- ・保育所における感染症対策ガイドライン

